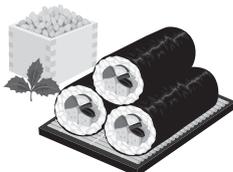


御 回 覧				受 付

労働
基準

2026年
2
No.853

おかざき



発行所
岡崎労働基準協会
kyokai@okazaki-rouki.com

岡崎市羽根北町一丁目3番地8
TEL<0564>52-3692 印刷所
FAX<0564>54-0739 株式会社 岡田印刷

令和7年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

愛知労働局 安全課

1 死亡災害の発生状況

愛知県内における労働災害による死亡者数は、年間40人台を中心に推移していたが、令和3年に過去最少の26人まで減少して以降、40人を下回る状況で推移している。

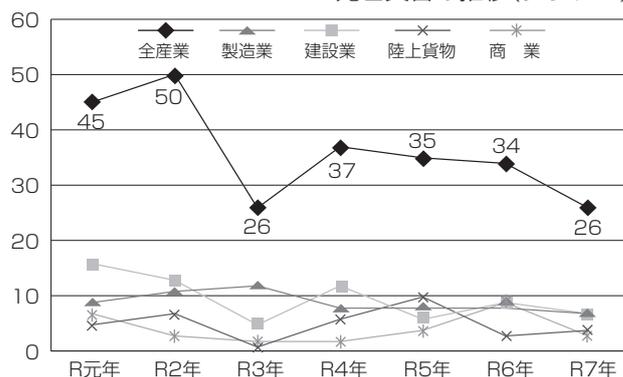
令和7年は、令和8年1月7日現在、死亡者数は26人となり、前年と比較して8人の減少となった。

業種別分類でみると製造業及び建設業、商業で死亡者数は減少、陸上貨物運送事業で死亡者数が増加した。特に商業においては、前年と比較し9人から3人と大幅に減少した。

(表1)

年		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
死亡災害	全産業	45	50	26	37	35	34	26
	製造業	9	11	12	8	8	8	7
	建設業	16	13	5	12	6	9	7
	陸上貨物運送事業	5	7	1	6	10	3	4
	商業	7	3	2	2	4	9	3

死亡災害の推移(グラフ1)



令和7年愛知の死亡災害発生状況(速報版)	1	2025年愛知県の全産業死亡災害速報	11
2025年度第2回理事会を開催	5	愛知労働局管内死亡災害発生状況	11
2025年度第2回総務部会を開催	5	岡崎労働基準監督署管内の労働災害発生状況	11
無災害記録の樹立	5	2026年度 岡崎労働基準協会開催の講習等のご案内	12
監督署コーナー／	6	岡崎開催の説明会・講習会等のご案内	14
職場のメンタルヘルス対策の推進について		三河地区他協会開催の講習会等のご案内	14
ハローワーク岡崎からのお知らせ	7	令和7・8年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表	14
愛知労働局からのお知らせ(健康課)	8	各種講習会のご案内	15
愛知労働局からのお知らせ(指導課)	10	通年広告	16

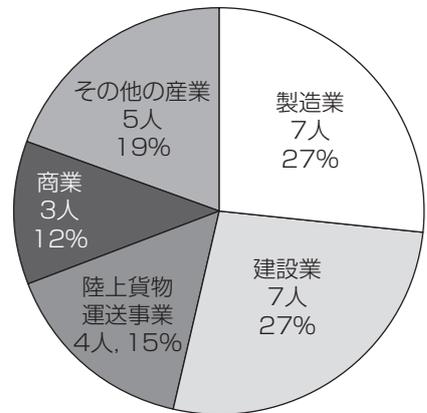
2 業種別死亡災害発生状況

～建設業、製造業、陸上貨物運送事業で69%を占めている～

(表2)

業種別(グラフ2)

	令和7年(速報値)	令和6年(確定値)
製 造 業	7	8
建 設 業	7	9
陸上貨物運送事業	4	3
商 業	3	9
そ の 他 の 産 業	5	5
合 計	26	34



業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり製造業、建設業が7人と最も多く、次いで陸上貨物運送事業(4人)の順で発生している。建設業、製造業、陸上貨物運送事業の3業種で全体の69%を占めている。

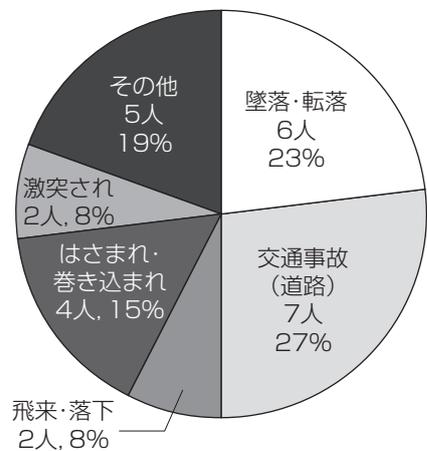
3 事故の型別死亡災害発生状況

～墜落・転落、交通事故(道路)で50%を占めている～

(表3)

事故の型別(グラフ3)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商 業
墜 落 ・ 転 落	6	2	2		1
交通事故(道路)	7		1	3	2
飛 来 ・ 落 下	2		2		
はさまれ・巻き込まれ	4	2			
激 突 さ れ	2				
倒 壊 ・ 崩 壊		1			
有害物等との接触					
そ の 他	5	2	2	1	
合 計	26	7	7	4	3



事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、交通事故(道路)が最も多く27%を占め、次いで墜落・転落で23%となっている。墜落・転落及び交通事故(道路)の事故の型で全体の50%を占めている。

製造業では、従来、機械などによるはさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和6年に10人から2人へ大幅に減少して以降、減少傾向を維持している。

建設業では、従前から墜落・転落が多く発生する傾向がみられてきたが、5人から2人へ大幅に減少した。

陸上貨物運送事業は昨年と比べ、3人から4人へ増加しているが、墜落・転落災害については、2人から0人に減少している。

商業では、令和6年の8人から3人へ大幅減少しており、交通事故(道路)について6人から2人へ減少した。

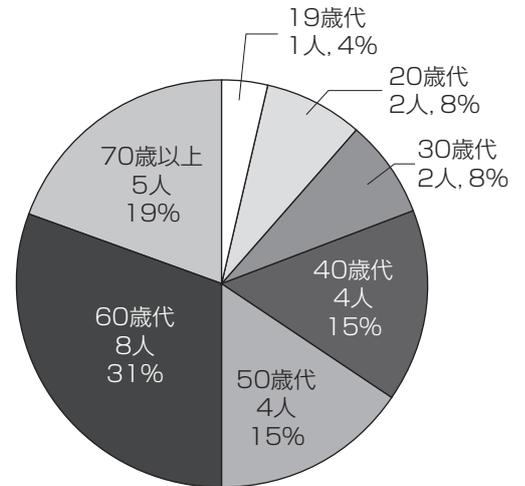
4 年齢別死亡災害発生状況

～60歳代が最多の31%を占めている～

(表4)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商 業
19歳未満	1	1			
20歳代	2	1	1		
30歳代	2	1	1		
40歳代	4	1	1	1	
50歳代	4	1	1	1	
60歳代	8	2	2	2	1
70歳以上	5		1		2
合 計	26	7	7	4	3

年齢別(グラフ4)



年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、60歳代が最も多く全体の31%を占めている。60歳以上が全体の50%を占めている。

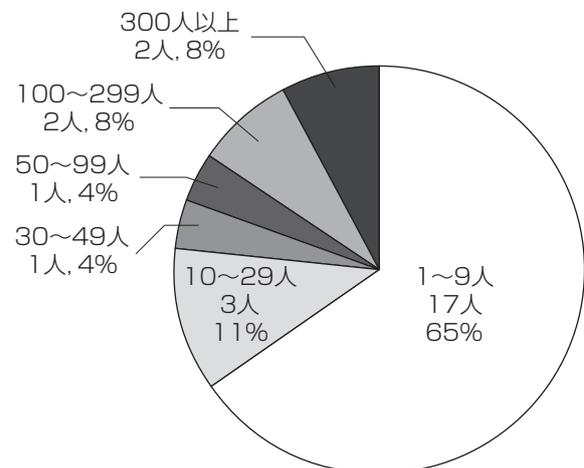
5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で80%を占める～

(表5)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商 業
1～9人	17	3	6	2	3
10～29人	3		1	1	
30～49人	1			1	
50～99人	1				
100～299人	2	1			
300人以上	2	3			
不 明					
合 計	26	7	7	4	3

事業場規模別(グラフ5)



事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の80%を占めている。特に建設業では中小零細規模の専門工事業者が多いことから、6人すべてが事業場規模10人未満の労働者となっている。

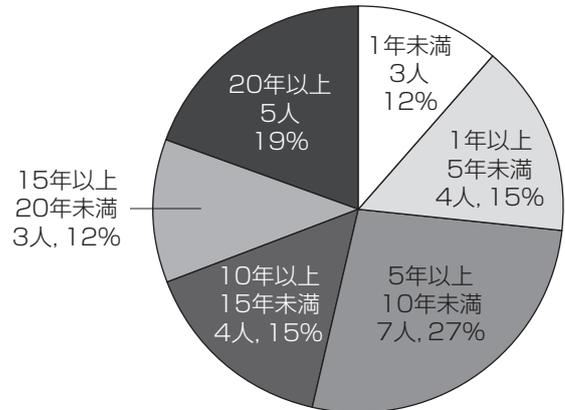
6 経験別の死亡災害発生状況

～10年未満の労働者が半数以上亡くなっている～

経験別(グラフ6)

(表6)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商 業
1年未満	3	1		2	
1年以上5年未満	4		1		
5年以上10年未満	7	3	1	1	1
10年以上15年未満	4	3	1		
15年以上20年未満	3		2		1
20年以上	5		2	1	1
不 明					
合 計	26	7	7	4	3

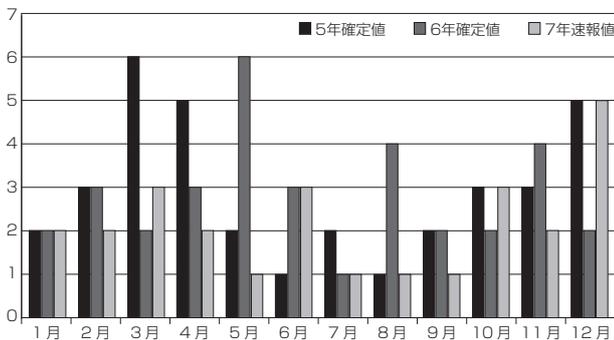


経験別の死亡災害発生状況については、表6・グラフ6のとおり、全産業では、経験年数5年以上10年未満の労働者が7人と最も多くを占めている。昨年の死亡者数は10年未満の労働者が8名、10年以上の労働者が21名であったが、今年は10年未満の労働者が14名、10年以上の労働者が12名と比較的経験年数の浅い労働者が多く死亡している傾向にある。

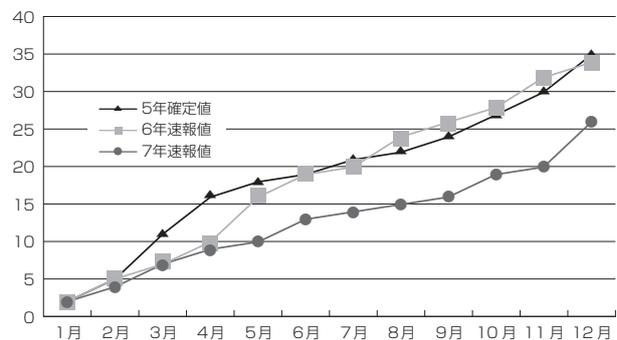
7 月別の死亡災害発生状況

～12月に5件と多く発生した～

(グラフ7-1)



(グラフ7-2)



月別の死亡災害発生状況についてはグラフ7-1、7-2のとおり、例年12月に死亡災害が増加する傾向にあり、令和7年度については1月から11月までは月ごとの死亡者数が1から3人であるが12月は5人と大幅に増加している。

まとめ

愛知労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）では、全業種における死亡者数を、令和9年までの早期に25人を下回ることを目標に掲げるとともに、重点業種目標として製造業で6人、建設業で5人を下回ることを目標としている。

令和8年1月7日現在の死亡者数の速報値が26人であり、全業種目標を1人上回っており、また、重点業種目標である製造業は7人、建設業は7人と、いずれも目標を達成することはできなかった。しかしながら、死亡者数については中長期的に減少傾向で推移している。

愛知労働局では、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康管理を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現するとともに、今後さらなる死亡災害の減少を目指すため、「安全経営あいち[®]」の推進・定着を強力に推進することとしている。

2025年度第2回理事会を開催

12月17日（水）午後3時より竜美丘会館において、2025年度第2回理事会を総務部に引き続き開催し、理事会社35社40名が出席しました。

来賓として岡崎労働基準監督署鈴木基義署長及び後藤方史副署長をお招きしました。

理事会開催に当たり、岡崎信用金庫副理事長の畔柳協会長及び鈴木署長からの挨拶の後、畔柳会長が議長となり、2025年度事業経過報告及び同収支経過報告について審議しました。

なお、今回の理事会は今年度の途中経過や今後の方向性の報告が中心となるもので、理事会の了解事項となりました。

その他に事務局からは、①次年度の定時総会の日程（5月26日（火）岡崎ニューグランドホテル）、②次年度からの新たな講習受付先としてレンテック大敬(株)と協賛し、玉掛け技能講習、自由研削といし特別教育及びテールゲートリフター特別教育の受け付けを開始すること、③3年目となった「働きやすい職場づくり宣言」運動の説明がありました。

その後、お招きした岡崎労働基準監督署鈴木署長より、「愛知労働局における監督指導結果等について」と題して講演をしていただき理事会を終了しました。



畔柳会長



鈴木署長



会場の様子

2025年度第2回総務部会を開催

12月17日（水）午後2時より竜美丘会館において、2025年度第2回総務部会を同日の理事会に先立って開催し14名が出席しました。

来賓として岡崎労働基準監督署後藤方史副署長をお招きしました。

総務部会開催に当たり、服部工業株式会社社長の服部総務部会長及び後藤副署長からの挨拶の後、服部総務部会長が議長となり、2025年度事業経過報告及び同収支経過報告について審議しました。

なお、今回の総務部会は理事会で議決しなければならない議題はなく、理事会に報告することの審議でした。

その他に事務局からは、①次年度の定時総会の日程（5月26日（火）岡崎ニューグランドホテル）、②次年度からの新たな講習受付先としてレンテック大敬(株)と協賛し、玉掛け技能講習、自由研削といし特別教育及びテールゲートリフター特別教育の受け付けを開始すること、③3年目となった「働きやすい職場づくり宣言」運動の説明がありました。

そして審議終了後、後藤副署長からは「最近の労働行政の話題等について」と題して講演をしていただき総務部会を終了しました。



服部総務部会長



後藤副署長



会場の様子

無災害記録の樹立

この度、株式会社デンソーエレクトロニクス岡崎工場様が第三種無災害記録を達成し、岡崎労働基準監督署において、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を鈴木基義署長から伝達授与されました。記録内容につきましては下記の表の通りです。



室昌志常務取締役

鈴木基義署長

業種	事業場名	平均労働者数	種別	時間数	起算年月日
					樹立年月日
電気機械器具製造業	株式会社デンソー エレクトロニクス 岡崎工場	1276名	第三種	1580万時間	2019年 9月 19日
					2025年 11月 18日

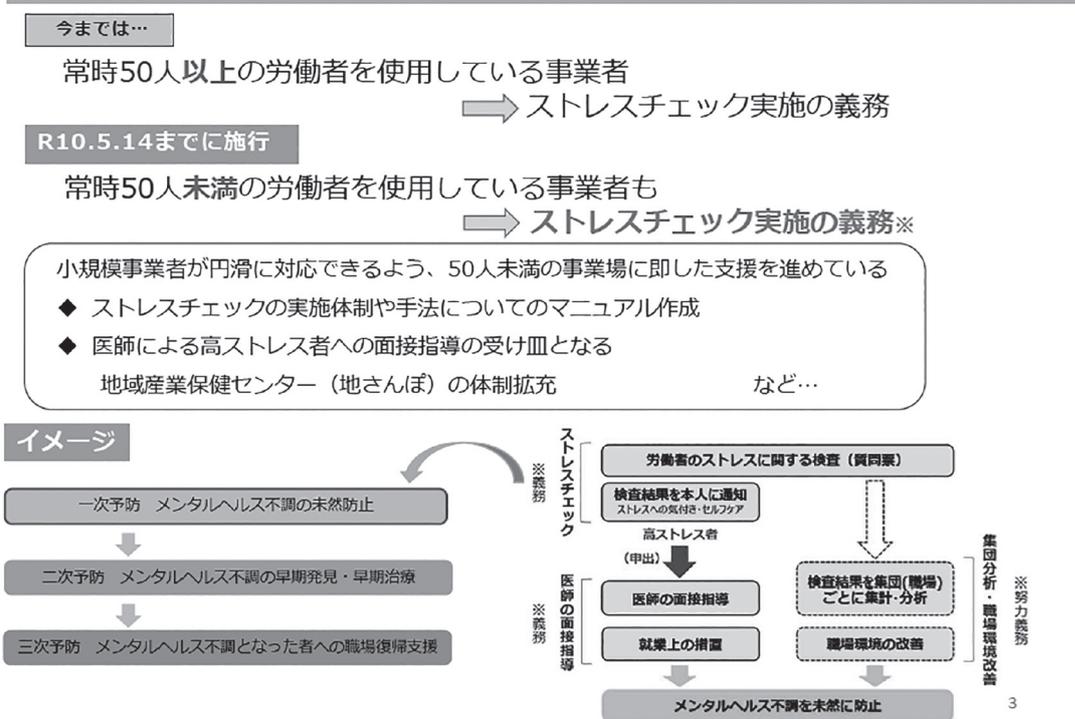
監督署コーナー／職場のメンタルヘルス対策の推進について

事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点から、平成27年12月（ちょうど10年前）にストレスチェック制度が導入されました。ただし、労働者数が50人未満の事業場については、ストレスチェックの実施は「当分の間」努力義務とされ、現在に至っています。

今般、メンタルヘルス対策の取組の強化のため、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、50人未満の事業場についても、ストレスチェックの実施が義務付けられました。（施行日は公布の日から3年以内に政令で定める日）

なお、実施結果の監督署への報告義務は、50人未満の事業場には負担軽減の観点から課されません。

ストレスチェックに関する特例の終了



精神障害の労災支給決定件数は、年々増加傾向にあり、令和6年度は過去最多数となりました。労災の申請および認定件数が大きく伸びている要因としては、メンタルヘルス疾患を含め職場の労働問題へのリテラシーの向上や労災請求の制度自体の周知が進んだことなど、複合的な背景要因が考えられます。

また、職業生活で強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合は8割程度という統計となっています。そして、ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、病休期間を平均約3か月程度要し、メンタルヘルス不調者の約半数が復職後再度病休になってしまい、使用者にとって大きな人材の損失で、経営上のリスクにもつながってしまいます。そのため、いかに未然に防止するかが大切です。

事業場における労働者のメンタルヘルスケアは、
メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」
メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」
メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」
に分けられます。

ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入され、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進が図られています。

ハローワーク岡崎からのお知らせ

令和8年に実施される「障害者の法定雇用率引上げ」について

令和6年4月に、障害者の法定雇用率がそれまでの2.3%から2.5%に引き上げられましたが、令和8年7月には、さらに2.7%に引き上げられることになっています。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念のもと、事業主のみなさまには、法定雇用率以上の割合での障害者雇用の義務がございます。その実現のための支援策等もございますので、ぜひご確認ください。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	⇒	令和6年4月	⇒	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%		2.5%		2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

Point ② 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む)	1.0%
・港湾運送業 ・炭備業	1.5%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	2.0%
・林業(狩猟業を除く)	2.5%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	3.0%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	3.5%
・石炭・亜炭鉱業	4.0%
・道路旅客運送業 ・小学校	4.5%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	5.0%
・船員等による船舶運航等の事業	7.0%

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL070401|02

Point ③ 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

- ▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)。
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。
- ▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)。
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point ④ 障害者雇用のための事業主支援を強化しました。(令和6年4月以降)

- ▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。
◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。
(「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内: <https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>)
- ▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。
◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
◆ 障害者介助助成金の拡充(障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加)や職場適応援助者助成金の拡充(助成率や支給上限額、利用回数の改善等)の他、職場実習・見学の受け入れ助成を新設しました。
(各種助成金の詳細はこちら: <https://www.jesd.go.jp/disability/subsidy/index.html>)

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか?

- A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間:令和7年4月1日から同年5月15日までの間)
新しい法定雇用率(2.5%)で算定していただくこととなります。
②令和8年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間:令和9年4月1日から同年5月17日までの間)
令和8年6月以降については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか?

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。
▶「障害者雇用のご案内」: <https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか?

- A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。
なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

事業主の方へ(厚生労働省 HP)
・障害者法定雇用率制度や支援策を掲載



【お問い合わせ】 ハローワーク岡崎 企業支援部門 (0564) 52-8609 (部門コード31#)

愛知労働局からのお知らせ

健康課／指導課



あなたの職場にいますか？

化学物質管理者

殺虫剤が散布作業中に
不十分な保護具で体に付着し
有機リン中毒に

美容院で毛染め剤を素手で
使って皮膚にかぶれ

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2 月は化学物質管理強調月間

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。



①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。		<input type="checkbox"/>
解説	<p>○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物はこちらのリストをご覧ください。</p> <p>○令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>R7,R8追加分</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>R9追加分</p>  </div> </div>
②化学物質管理者を選任していますか。		<input type="checkbox"/>
解説	<p>○R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>○化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。</p>	
③R Aを実施していますか。		<input type="checkbox"/>
解説	<p>○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>○厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p>・業種・作業別マニュアル</p> <p>・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</p> <p>(参考) Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</p> <p>Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>業種・作業別マニュアル (業種・作業別)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(建設業)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>参考</p>  </div> </div>
④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。		<input type="checkbox"/>
解説	<p>○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p>(参考) Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</p> <p>Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p>	
⑤安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。		<input type="checkbox"/>
解説	<p>○化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>(参考) Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</p> <p>Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p>	
⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。		<input type="checkbox"/>
解説	<p>○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。</p>	
⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。		<input type="checkbox"/>
解説	<p>○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>(参考) Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。</p> <p>Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。</p>	



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主の皆さまへ

令和8年4月1日施行

女性活躍推進法が改正されました！

男女間賃金差異 と 女性管理職比率 の公表義務が拡大

女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し（令和7年6月11日公布）、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました（同年12月23日公布・告示）。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備をお願いします。

情報公表の必須項目の拡大

これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 2項目以上を公表
101人～ 300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 1項目以上を公表

※ 男女間賃金差異及び女性管理職比率に加え、従業員数301人以上の企業は、①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の合計4項目以上、従業員数101人以上の企業は、①及び②から1項目以上の合計3項目以上を公表することとなります。

Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の方法は。

A 公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。是非ご活用ください。

URL： <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>
 なお、自社のホームページへの掲載等でもさしつかえありません。

こちらから
御覧いただけます→



えるぼし認定基準（1段階目）の見直し

えるぼし認定（1段階目）の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新たな選択肢を示しました。

えるぼしプラス（仮称）認定の創設

えるぼし認定（1・2・3段階目）及びプラチナえるぼしについて、
女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設します。



職場における女性の健康支援

女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化されました。併せて、企業の皆さまが、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する際に、職場における女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促進するため、事業主行動計画策定指針を改正しました。

【女性活躍推進法の詳しい改正情報はこちら！】

愛知労働局ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」

URL ▶ https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kaisei_jokatsu_00001.html

こちらから
御覧いただけます→



お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 (TEL : 052-857-0312)

令和7年分 愛知県の全産業死亡災害速報



2025年12月末現在

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.10.20. 2025 14:00	交通事故(道路) トラック	道路の除草作業を行い、刈り取った草をバックカーに積み込み運搬していた。その際に、歩道に乗り上げ街路樹・街路灯等をなぎ倒して走行し、最終的に変圧器に衝突して横転したものの。
	事業場規模 9名以下	業種 土木工事業 50代 作業員 経験 1年
R7.12.4. 2025 13:10	激突され その他の乗物	浄化槽の清掃を行うため、ホースの準備をしていたところ、停車したバキュームカー(4t)が逸走し被災者が轢かれたもの。
	事業場規模 9名以下	業種 清掃・と畜業 70代 作業員 経験 不明
R7.12.20. 2025 11:20	飛来・落下 エレベータ・リフト	テナントビル新築工事現場において、外部足場に設置されたロングスパン工用エレベータの下を通路として、エレベータービットへの土砂搬入作業に従事していたところ、無人で降下してきたロングスパン工用エレベータ搬器の下敷きとなり、病院に搬送されるもその後死亡したものの。
	事業場規模 9名以下	業種 建築工事業(木建以外) 60代 建設作業員 経験 不明
R7.12.24. 2025 14:00	墜落・転落 フォークリフト	プラットフォーム上でフォークリフトを旋回中に墜落し、プラットフォームの下に駐車中のトラックとフォークリフトの間に挟まれて死亡した。
	事業場規模 9名以下	業種 商業 70代 作業員 経験 不明

令和7年分 愛知労働局管内死亡災害発生状況

(2025年12月末 現在の速報値)

業種	製 造							建 設			陸上貨物運送業	商 業			清掃・と畜業	左記以外の事業	合 計		
	食料品	化学工業	鉄鋼・非鉄金属	金属製品	一般・電気・輸送用	左記以外の製造業	土木工事業	建築工事業	設備工事業	卸売業		小売業	その他						
2025年発生(交通事故)	7(0)	0(0)	1(0)	2(0)	1(0)	1(0)	2(0)	7(1)	3(1)	1(0)	3(0)	4(3)	3(2)	2(1)	1(1)	0(0)	3(0)	2(1)	26(7)
2024年同期速報値(交通事故)	6(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(1)	3(0)	7(2)	1(1)	3(0)	3(1)	3(1)	8(6)	1(0)	6(5)	1(1)	2(0)	3(1)	29(11)
*2024年(交通事故)	8(1)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	3(1)	3(0)	9(2)	2(1)	3(0)	4(1)	3(1)	9(6)	1(0)	7(5)	1(1)	2(0)	3(1)	34(11)

注:()内の数字は交通事故死者数で、内数となっています。注:*2024年は2025年5月末で把握している確定値です。
注:2025年発生、2024年同期速報値はそれぞれの年の12月末の速報値です。同期比としています。

令和7年分 岡崎労働基準監督署管内の労働災害発生状況

監督署から提供される2023年の発生分から、第14次労働災害防止計画を踏まえ、災害統計の業種区分が変更されております。またコロナ感染症関係も明確にされました。(2025年12月末現在)

業 種		2025年発生	2024年同期	2024年把握	業 種		2025年発生	2024年同期	2024年把握
製 造 業	食 料 品	17	21	21	土 石 採 取 業	0	0	0	
	繊維工業・繊維製品	2	2	2	建 設 業	35	31	35	
	木材・木製品製造業	5	5	5	陸上貨物運送業	(1)	31	42	
	化学工業	3	5	6	林 業	0	0	0	
	窯業・土石製品	4	6	7	小 売 業	42	40	46	
	鉄鋼・非鉄金属	1	0	0	通 信 業	5	9	10	
	金 属 製 品	10	16	17	社会福祉施設	34	30	32	
	一般機械器具	12	15	17	コロナ関連(外数)	5	11	11	
	電気機械器具	3	1	1	飲 食 業	19	22	24	
	輸送用機械器具等	13	17	21	清 掃 ・ と 畜 業	15	4	8	
そ の 他	2	9	11	そ の 他 の 事 業	71	75	99		
小 計	72	97	108	合 計	(1)	329	415		
				コロナ関係(内数)	7	14	16		

2.発生月別

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
2025年発生	33	36	24	37	22	32	(1) 39	26	25	21	23	11	(1) 329
2024年同期	24	45	25	26	25	35	36	34	33	31	5	36	355
2024年把握	25	45	26	27	26	37	39	37	49	47	22	35	415

注:岡崎監督署管内の数値は、死亡と休業4日以上の合計数です(新型コロナウイルスによる業務上疾病を含む)。()内の数値は死者数で、内数となっています。
注:2024年把握は現時点で把握している数(速報確定値)です。2024年同期は2025年12月末の件数です。

2026年度 岡崎労働基準協会開催の講習等のご案内

※この予定表は、変更する場合があります。HP 等でご確認ください。(2026.02.01 現在)

岡崎労働基準協会 HP : <https://www.okazaki-rouki.com>

講習会等の内容	受講料(税込価格)	本体価格
新入社員等雇入れ時の安全衛生講習会 4月8日(水) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	会 員 ￥7,700 非会員 ￥12,100	￥7,000 ￥11,000
保護具着用管理責任者教育 1回目 5月19日(火) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 2回目 9月4日(金) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 3回目 1月19日(火) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	会 員 ￥17,050 非会員 ￥20,350	￥15,500 ￥18,500
安全管理者選任時研修 1回目 5月21日(木)・22日(金) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 2回目 10月20日(火)・21日(水) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 3回目 2月18日(木)・19日(金) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	会 員 ￥18,150 非会員 ￥21,450	￥16,500 ￥19,500
安全衛生推進者養成講習 6月3日(水)・4日(木) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	￥16,830	￥15,300
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 6月5日(金) 会場：岡崎市竜美丘会館 (*ハーネス教育は、1団体で20名以上となるような場合、事業場等に出向く割引出張講習も可能です)	会 員 ￥10,010 非会員 ￥13,310	￥9,100 ￥12,100
衛生管理者受験準備勉強会 6月9日(火)・10日(水)・11日(木)・26日(金) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	第1種 ￥33,000 第2種 ￥29,920	￥30,000 ￥27,200
職長安全衛生教育(製造業向け)と職長・安全衛生責任者教育(建設業向け) 1回目 6月17日(水)・18日(木) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター (希望者には建設業向け安責カリキュラムの追加、講義を2時間延長：受講料は4,400円追加) 安全衛生責任者コースを希望の方は、6月17日の終了時間が2時間20分遅くなります	会 員 ￥12,320 (安責追加) ￥16,720	￥11,200 ￥15,200
職長安全衛生教育(製造業向け) 2回目 9月29日(火)・30日(水) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター (*職長教育等は、1団体で20名以上となるような場合、事業場等に出向く割引出張講習も可能です)	非会員 ￥15,620 (安責追加) ￥20,020	￥14,200 ￥18,200
低圧電気取扱特別教育 1回目 7月1日(水)・2日(木) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 2回目 11月25日(水)・26日(木) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	会 員 ￥14,190 非会員 ￥18,590	￥12,900 ￥16,900
熱中症予防労働衛生教育 7月3日(金) 会場：岡崎市竜美丘会館	会 員 ￥7,700 非会員 ￥8,800	￥7,000 ￥8,000
産業用ロボット(教示・検査)特別教育 1回目 学科：7月14日(火)・15日(水) 実技：7月16日(木)or17日(金)のどちらか1日 2回目 学科：11月17日(火)・18日(水) 実技：11月19日(木)or20日(金)のどちらか1日 学科：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 実技：トヨタグローバル安全衛生教育センター	会 員 ￥31,350 非会員 ￥35,750	￥28,500 ￥32,500
化学物質管理者(取扱い事業場向け)講習 10月6日(火) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	会 員 ￥15,070 非会員 ￥19,470	￥13,700 ￥17,700

講習会等の内容	受講料(税込価格)
有機溶剤作業主任者技能講習(刈谷労働基準協会主催) 1回目 7月28日(火)・29日(水) 会場：岡崎市竜美丘会館 2回目 12月8日(火)・9日(水) 会場：岡崎市竜美丘会館	¥12,980
乾燥設備作業主任者技能講習(愛知労働基準協会主催) 10月15日(木)・16日(金) 会場：岡崎市竜美丘会館	¥13,450
玉掛け技能講習・クレーン(5t未満)運転業務特別教育併合講習 (岡崎鉄工会協同組合主催) 1回目 学科：5月13日(水)・14日(木)・15日(金) 実技：5月16日(土)・17日(日)or23日(土)・24日(日) 2回目 学科：9月11日(金)・12日(土)・13日(日) 実技：9月19日(土)・20日(日)or26日(土)・27日(日) 3回目 学科：12月2日(水)・3日(木)・4日(金) 実技：12月5日(土)・6日(日)or12日(土)・13日(日) 1回目、3回目学科：岡崎市民球場 第1会議室 実技：大久保商事(株)構内 2回目学科：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 実技：大久保商事(株)構内	¥32,500 クレーン特別教育のみ ¥15,000
フォークリフト運転技能講習(岡崎鉄工会協同組合主催) 1回目 学科：6月12日(金) 実技：6月13日(土)・14日(日)・20日(土) 2回目 学科：10月16日(金) 実技：10月17日(土)・18日(日)・24日(土) 学科：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 実技：大久保商事(株)構内	¥29,500
玉掛け技能講習(レンテック大敬(株)主催) 1回目 学科：10月27日(火)・28日(水) 実技：10月29日(木)or30日(金) 2回目 学科：2月2日(火)・3日(水) 実技：2月4日(木)or5日(金) 学科：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 実技：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	一般コース ¥31,000 免除コース ¥26,000
自由研削といし特別教育(レンテック大敬(株)主催) 1回目 7月9日(木) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター 2回目 12月1日(火) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	¥12,000
テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(レンテック大敬(株)主催) 9月2日(水) 会場：岡崎市中小企業・勤労者支援センター	¥15,000

※昼食弁当は、岡崎鉄工会協同組合主催講習のみ申込可能です。(持参した昼食を講義室等で飲食することは可能)

※使用するテキストの改訂に伴う価格変更時には、受講料が変わる場合があります。

※有機溶剤等の「技能講習」は試験があります。修了証は、実施主体(「指定講習機関」)である

刈谷労働基準協会、愛知労働基準協会、岡崎鉄工会協同組合及びレンテック大敬(株)発行のものとなります。

◎当岡崎労働基準協会主催の講習について、協会員の方は会員価格となります。

非会員の方でも申込時に加入いただければ、会員価格が適用されます。

岡崎開催の説明会・講習会等のご案内

名 称	開 催 期 日	開 催 場 所
新入社員等雇入れ時安全衛生教育	4月8日（水）	岡崎市中小企業・勤労者支援センター
保護具着用管理責任者教育	5月19日（火）	岡崎市中小企業・勤労者支援センター
安全管理者選任時研修	5月21日（木）22日（金）	岡崎市中小企業・勤労者支援センター
玉掛け技能講習・クレーン（5トン未満） 運転特別教育併合講習 （岡崎鉄工会協同組合主催）	学科：5月13日（水）14日（木）15日（金） 実技：5月16日（土）17日（日）又は 23日（土）24日（日）	学科：岡崎市民球場 第1会議室 実技：大久保商事（株）構内

三河地区他協会開催の講習会等のご案内（岡崎協会で受付します）

名 称	開 催 期 日	開 催 場 所
フォークリフト運転技能講習	学科：4月 3日（金）	あいち産業科学技術総合センター（刈谷市）
	実技：4月 4日（土）5日（日）11日（土）	㈱豊田自動織機 高浜工場（高浜市）
有機溶剤作業主任者技能講習	4月 7日（火） 8日（水）	あいち産業科学技術総合センター（刈谷市）
特化物・四アルキル鉛等作業主任者 技能講習	4月27日（月）28日（火）	あいち産業科学技術総合センター（刈谷市）
石綿作業主任者技能講習	4月 8日（水） 9日（木）	あいち産業科学技術総合センター（刈谷市）
一般建築物石綿含有建材調査者講習	4月23日（木）24日（金）	あいち産業科学技術総合センター（刈谷市）
機械研削といしの取替え等の 業務特別教育	学科：4月20日（月）	あいち産業科学技術総合センター（刈谷市）
	実技：4月23日（木）	㈱豊田自動織機 技術技能ラーニングセンター（大府市）
職長等安全衛生教育	4月 9日（木）10日（金）	あいち産業科学技術総合センター（刈谷市）
熱中症予防管理者教育	4月20日（月）	あいち産業科学技術総合センター（刈谷市）
低圧電気取扱い特別教育	4月21日（火）22日（水）	刈谷商工会議所（刈谷市）
	4月 7日（火） 8日（水）	豊田市福祉センター（豊田市）
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	4月15日（水）	豊田市福祉センター（豊田市）
保護具着用管理責任者教育	4月21日（火）	豊田市福祉センター（豊田市）

令和7・8年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表（当協会も主催機関です）

種別	講 習 会 名	QRコード	2月	3月	4月	会費（単位：円）		会 場	
						会 員	非会員		
総 労 働 法 座 令	1. 労働実務基礎講習（半日）		3	10	9	無 料		名北労働基準協会 他	
	2. 労働実務総合研修（1日）		12		14	10,000	13,330	名北労働基準協会	
	3. 労働実務専門講座（4日間）		10 25			全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会	
	4. 社会保険労務士試験受験対策総合講座（13日間）		詳細は QR コードからご覧ください						名北労働基準協会
	5. 建設業雇用管理者研修（1日）						無 料	名北労働基準協会 他	
セ ミ ナ ー 問 題	1. 労働問題総合対策セミナー					無 料		岡谷鋼機名古屋公会堂	
	2. 基礎から学ぶ外国人労働者雇用セミナー		13			6,900	9,130	ウインクあいち	
	3. カスハラ対策義務化対応緊急無料説明会					無 料		中区役所ホール	
	4. カスハラ防止対応経営者 管理者研修			18		6,900	9,130	名北労働基準協会	
安 全 衛 生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育		6			7,300	8,900	名古屋工業研究所	
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育					7,300	8,900	名古屋工業研究所	
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する 労働衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学 技術総合センター	
	4. ダイオキシン類特別教育					7,330	9,160	名古屋工業研究所	
	5. 名古屋・尾張労働災害防止大会			3			資料代 1,000円		ウィルあいち
社 員 教 育	1. 管理能力向上研修			4		6,000	7,000	名北労働基準協会	
	2. メンタルヘルスマネジメント研修			3		6,000	7,000	名北労働基準協会	
	3. 人事考課者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会	
	4. ハラスメント防止研修		17 24			6,000	7,000	名北労働基準協会	
	5. ハラスメント相談担当者研修		20			6,000	7,000	名北労働基準協会	
	6. アンガーマネジメント研修					6,000	7,000	名北労働基準協会	
	7. 採用担当者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会	
	8. Z世代とのコミュニケーション研修					6,000	7,000	名北労働基準協会	

各種講習会のご案内

～お問い合わせ・申し込みは 岡崎労働基準協会(0564-52-3692)へ～ *満席の講習会は、予約可能な日程をご案内致しますのでお問い合わせください。

種 別	開 催 月 日		学科会場	実技会場	受講料
	学 科	実 技			
フォークリフト運転技能講習	4月3日	4月6, 7, 8日	ポーラビル	日鉄ビジネスサービス(NSB)	32,650円
	4月13日	4月15, 16, 17日	ポーラビル	日鉄ビジネスサービス(NSB)	32,650円
	4月3日	4月6, 7, 8日	ポーラビル	トヨタL&F中部白金	32,650円
	4月13日	4月15, 16, 17日 4月20, 21, 22日	ポーラビル	トヨタL&F中部白金	32,650円
ガス溶接技能講習	4月開催予定 日程は決まり次第 愛知労働基準協会HPに掲載		ポーラビル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780円
酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者技能講習	4月6, 7日	4月8日or9日	ポーラビル	ポーラビル	17,910円
	4月14, 15日	4月16日or17日	ポーラビル	ポーラビル	17,910円
	4月21, 22日	4月23日or24日	ポーラビル	ポーラビル	17,910円
有機溶剤作業主任者技能講習	4月1, 2日	—	ポーラビル	—	14,000円
	4月6, 7日	—	ポーラビル	—	14,000円
	4月20, 21日	—	ポーラビル	—	14,000円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	4月1, 2日	—	ポーラビル	—	14,000円
	4月14, 15日	—	ポーラビル	—	14,000円
	4月23, 24日	—	ポーラビル	—	14,000円
プレス機械作業主任者技能講習	4月27, 28日	—	ポーラビル	—	13,340円
乾燥設備作業主任者技能講習	4月20, 21日	—	ポーラビル	—	13,450円
石綿作業主任者技能講習	4月10, 11日	—	ポーラビル	—	13,390円
鉛作業主任者技能講習	4月27, 28日	—	ポーラビル	—	13,280円
アーク溶接特別教育	4月20, 21日	4月22日or23日	SDG(株)(岡崎市)	SDG(株)(岡崎市)	20,210円
自由研削といし特別教育	(学・実)4月10日	—	ポーラビル	—	9,620円
産業用ロボット特別教育	4月20, 21日	4月22日or23日or24日	エイジェック職業訓練校	エイジェック職業訓練校	34,980円
	4月13, 14日	4月15日or16日or17日	トヨタ安全衛生教育センター	トヨタ安全衛生教育センター	34,980円
粉じん作業特別教育	4月20日	—	ポーラビル	—	6,980円
低圧電気特別教育	4月15日	4月16日or17日	ポーラビル	ポーラビル	22,500円
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	(学・実)4月13日	—	ポーラビル	—	9,500円
	(学・実)4月14日	—	ポーラビル	—	9,500円
建築物石綿含有調査者講習	4月2, 3日	—	ポーラビル	—	40,000円
工作物石綿含有調査者講習	4月27, 28日	—	ポーラビル	—	40,000円
【化学物質使用等事業場向け】 化学物質管理者(学科1日)	4月22日	—	ポーラビル	—	15,000円
第1種衛生管理者免許試験勉強会	4月6, 7, 8, 9日	—	ポーラビル	—	28,760円

従業員様の健康維持をお手伝いいたします

- ・ 法定定期健康診断
 - ・ 法定雇入時健康診断
 - ・ 特殊健康診断
 - じん肺健康診断
 - 有機溶剤健康診断（トルエン、キシレン等）
 - 特定化学物質健康診断（溶接ヒューム、スチレン、エチルベンゼン等）
 - ・ 生活習慣病予防健診（一般健診、付加健診等）
 - ・ 特定健診
 - ・ 人間ドック
- ※個人様向け健康診断も各種承ります。

まずはお気軽にご相談ください。



☎ : 0564-81-0329 (健診課直通)

✉ : kenshin@mishimanaika.jp

岡崎市六供町3-8-2 <https://mishimanaika.jp>



これまで、これからも、
みなさまに健康と笑顔をお届けできる商品づくりを。

Ⓣ 太田油脂株式会社

〒444-0825 愛知県岡崎市福岡町字下荒追 28

TEL (0564) 51-9521 リーダーダイヤル 0120-313-577

HPはこちら



労働安全衛生保護具のシマツ

職場のゼロ災害をめざします



⊕ シマツ株式会社

〒448-0034 刈谷市神明町4丁目418番地

☎ (0566) 23-5211

FAX (0566) 21-5458



働く女性の安全をサポートします



midori-anzen.co.jp/mwj/

ワーク女子力サイトはこちらから



ミドリ安全株式会社

ミドリ安全 (株) 刈谷支店 岡崎営業所
〒444-0858 愛知県岡崎市上六名 4-6-9
TEL: 0564-59-2566 FAX: 0564-58-6520